

GHS に基づく化学品の分類方法及び SDS・ラベル作成 —2025 年の JIS 改正を踏まえて—

発 表 者：石井 かおり (安全性評価技術研究所)

1. はじめに

SDS とは「安全データシート (Safety Data Sheet)」の略で、化学品 (化学物質及び混合物) の危険有害性及び安全に取り扱うための注意事項等を伝達する文書である。事業者が化学品を他の事業者に譲渡・提供する、又は労働者に使用させる場合の情報伝達の手段として広く活用されている。

GHS とは、国連から勧告された「The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類および表示に関する世界調和システム)」の略称で、化学品に固有な危険有害性を特定し、その危険有害性に関する情報を取り扱う全ての人々に伝達することを目的としている。GHS では、危険有害性を判定するための国際的に統一された「分類基準」と、危険有害性の情報伝達様式 (「SDS・ラベル」) が決められている。

GHS に準拠した SDS が各国の法規制において導入されおり、日本では、労働安全衛生法 (安衛法)、化学物質排出把握管理促進法 (化管法)、毒物及び劇物取締法 (毒劇法) において SDS の提供を事業者に義務付けている。ラベル表示については、安衛法と毒劇法では義務となっており、化管法では努力義務となっている。また、日本では、日本産業規格 (JIS) による GHS に基づく化学品の分類方法 (JIS Z 7252)、SDS・ラベル表示等の情報伝達の標準化に関する規格 (JIS Z 7253) が、それぞれ制定されており、これらに従うことで、安衛法、化管法、毒劇法に準拠し、GHS にも対応した SDS、ラベルを作成・提供することが可能である (図 1)。

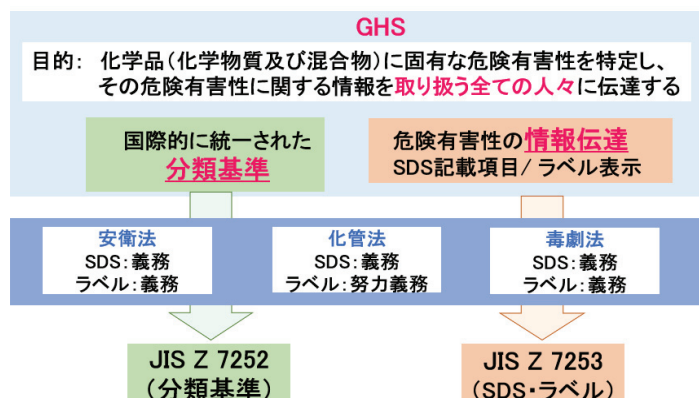


図 1 GHS と JIS Z 7252/7253 の関係

国連 GHS 文書は 2 年に一回の頻度で改訂されており、最新の国連 GHS 文書は改訂 11 版 (2025) となっている。JIS Z 7252 及び JIS Z 7253 は、国連 GHS 文書に基づいて制

定されており、今回の改正前の JIS は、国連 GHS 文書改訂 6 版 (2015) に準拠した内容であった。今回 6 年ぶりに改正された JIS は、国連 GHS 文書改訂 9 版 (2021) に準拠している (一部、最新の改訂 11 版の内容も含む)。JIS Z 7252 及び JIS Z 7253 の主な改正内容を以下に紹介する。

2. JIS Z 7252 (分類基準に関する JIS) の主な改正点

2.1 物理化学的危険性に関する分類の見直し

今回の JIS 改正では、物理化学的危険性の一部の分類項目が見直された (表 1)。

- ▶ 「爆発物」: 国連危険物輸送勧告に基づく分類であったが、国連 GHS 文書改訂 9 版に基づく分類に変更
- ▶ 「可燃性ガス」: 可燃性ガスの区分 1 を、ガスの種類に応じて細分化
- ▶ 「エアゾール」: 新たなクラス (「加圧下化学品」) の追加

表 1 物理化学的危険性に関する分類の見直し

分類項目	変更箇所	
	旧 JIS (2019)	新 JIS (2025)
爆発物	等級 1.1~1.6 (国連危険物輸送勧告に基づく分類)	区分 1、2A、2B、2C (国連 GHS 文書に基づく分類) ※国連危険物輸送勧告に基づく等級は別途表示
可燃性ガス	区分 1	区分 1 を細分化 (ガスの種類で細分化) ・区分 1A (可燃性ガス) ・区分 1A (自然発火性ガス) ・区分 1A (化学的に不安定なガス A/B) ・区分 1B (高圧ガス保安法の可燃性不活性ガスに相当)
エアゾール	エアゾール	エアゾール及び加圧下化学品* *ガスにより加圧された液体又は固体。高圧ガスとエアゾールの中間に相当するクラス。可燃性の性状を踏まえて区分 1~3 に分類。

「爆発物」、「可燃性ガス」又は「エアゾール」に該当する製品を取り扱っている事業者は、新しい JIS Z 7252 に従って分類を見直し、SDS 及びラベルの更新を行う必要がある。

2.2 *in vitro* 等代替法試験の利用に関する追記 (健康有害性)

「皮膚腐食性/刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性/刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」の項目において、『専門家の判断によって、国連 GHS 文書の最新版に記載されている判定方法 [インビトロ/エクスビボ (*in vitro/ex vivo*) 試験結果を使った判定方法等] を使ってもよい。』という文言が追記された。この文言の追記は、国連 GHS 文書改訂 11 版の内容に基づくものである。

本機構では、*in vitro* 等代替法試験の実施が可能である。本機構で試験を実施する

場合の特徴として、

- ▶ 動物福祉に配慮した評価が可能
- ▶ 法規制対応、GHS 分類等、目的に応じた最適な試験法の提案が可能
- ▶ 日本毒性学会認定トキシコロジスト等の毒性専門家が GHS 分類を判断が挙げられる。

3. JIS Z 7253 (SDS・ラベルに関する JIS) の主な改正点

JIS Z 7253 の主な改正点として、国内法令との連携強化、「緊急時応急措置指針番号」の追加 (任意)、作業場でのデジタル表示への対応等が挙げられるが、本技術報告では、『「危険有害性情報」及び「注意書き」の大幅な見直し』について報告する。

「危険有害性情報 (Hazard statement)」とは、GHS で定められている化学品の危険性・有害性を示す世界共通の文言である。「注意書き (Precautionary statement)」とは、危険有害性をもつ化学品へのばく露、又は、その不適切な貯蔵や取扱いから発生する被害を防ぐため、又は最小化するために取るべき推奨措置を記載した文言のことである。JIS Z 7252 において見直された分類項目 (爆発物、可燃性ガス、エアゾール、加圧下化学品) については、「危険有害性情報」の変更、削除、追加が行われた。「注意書き」についても、国連 GHS 文書改訂 9 版準拠に伴い、大幅な見直しが行われた。そのため、該当する分類項目がある場合、SDS 及びラベルの確認・更新が必要である。

表 2 「注意書き」の変更例

	旧 JIS (2019)	新 JIS (2025)
「安全対策」の注意書き	P201: 使用前に取扱説明書を入手すること。	P203: 使用前に全ての安全説明書を入手し、読み、従うこと。
	P202: 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。	
「応急処置」の注意書き	P308 + P313: ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察/手当てを受けること。	P318: ばく露又はその懸念がある場合は、医学的助言を求めること。

4. 経過措置期間

今回の改正では 5 年間 (2030 年 12 月 24 日まで) の経過措置期間が設けられている。前回改正時の 3 年間から 5 年間に延長された主な理由は、前回と比較して安衛法の表示・通知義務対象物質が大幅に増えているためであり、3. に記載した JIS Z 7253 の大幅な改正に適切に対処できるよう事業者配慮されたものである。ただし、JIS 改正の趣旨を踏まえれば、5 年間よりも短い期間で対応することが望ましいとされている。

5. 本機構の SDS 作成業務

本機構では、依頼者から提供される成分情報を確認、同定し、SDS 作成対象の化学品

に関する情報（CAS 登録番号、含有率、物性情報等）に基づき、必要に応じて本機構が追加の情報調査を行い、提供情報と合わせた総合的な判断により化学品の GHS 分類を実施する。その後、成分情報の開示/非開示の検討、化学品を安全に取り扱うための注意事項等の整理、さらに法令情報、許容濃度等の確認を実施し、SDS の作成を行っている。成分情報の開示については、化学品としての危険有害性、危険有害性に寄与する成分、各種法規制で規定されている成分等を総合的に考慮して提案している（図 2）。

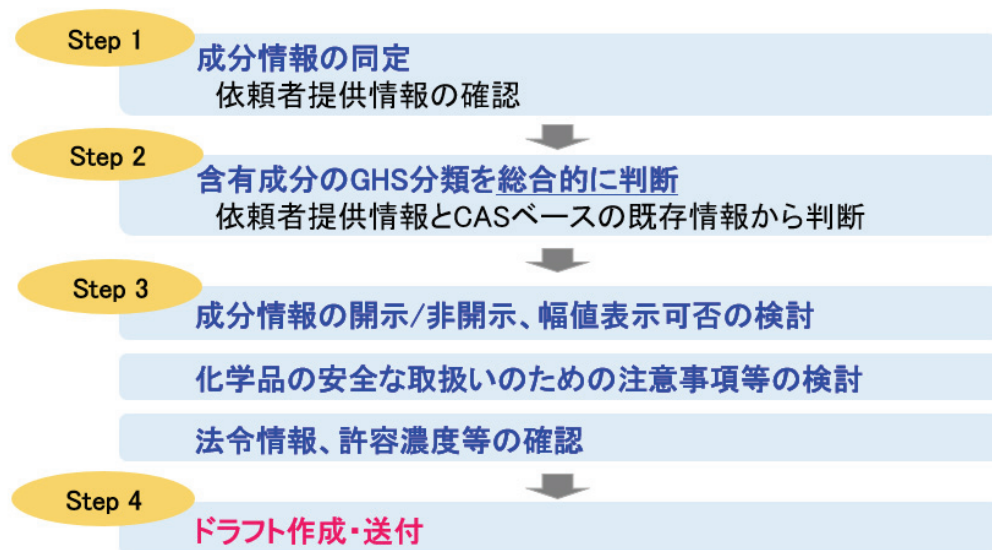


図 2 本機構の SDS・ラベル作成のフロー

6. おわりに

本技術報告では、JIS Z 7252/7253 の改正に対応した SDS、ラベル作成について紹介した。本機構では、事業者からの依頼により、これまでに国内外向けに 4,000 件以上の SDS を作成した実績がある。今回の JIS 改正に伴う SDS 及びラベル作成についてご要望があれば、是非お問い合わせ頂きたい。

7. 資料

- 1) JIS Z 7252:2025 GHS に基づく化学品の分類方法
- 2) JIS Z 7253:2025 GHS に基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法ーラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）